

根洗町自治会規約

浜松市根洗町自治会

根 洗 町 自 治 会 規 約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、根洗町自治会という。

(区 域)

第 2 条 この会の区域は、浜松市北区根洗町の全域とする。

(事務所)

第 3 条 この会の事務所は、浜松市北区根洗町 1099 番地の 1 に置く。

(会の組織)

第 4 条 会員相互の緊密な連携を図るため、この会にブロック及び部を置く。

第 2 章 目 的

(目 的)

第 5 条 この会は、第 2 条に定める区域内の住民が、隣人として精神的な心の触れ合いを深め、互いに理解し合い、助け合いながら地域の諸問題について共に関心を持ち、常に共同して実践活動を行い、住みよい環境づくりと健康で明るい社会生活を築くことを目的として、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事務に関すること。
- (2) 生活環境の改善及び向上に関すること。
- (3) 住民の生活の安全確保に関すること。
- (4) 住民の教育、福祉及び文化の向上に関すること。
- (5) 住民の健康増進に関すること。
- (6) 住民相互の融和と扶助に関すること。
- (7) 地域内の老人、婦人、青年、子供等の団体活動及び住民のグループ活動の育成及び援助に関すること。
- (8) 自治会連合会、地区自治会連合会、その他の団体との連絡及び協調に関すること。
- (9) 市役所、その他官公署との連絡及び協力に関すること。
- (10) その他目的達成のために必要なこと。

第 3 章 会 員

(会 員)

第 6 条 第 2 条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。

- 2 前項に該当しない個人、又は団体によっては、この会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。
- 3 この会は、正当な理由がない限り、第 2 条に定める区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

(会費及び入会金)

第 7 条 会員は、総会において別に定める会費及び入会金を納入しなければならない。

(入会)

第 8 条 この会に入会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

(退会)

第 9 条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) この会の区域内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。

(抛出金品の不返還)

第 10 条 退会した会員が既に納入した会費、入会金及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員

(役員)

第 11 条 この会に、次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 会 長 | 1 人 |
| (2) 副 会 長 | 2 人 |
| (3) 会 計 | 1 人 |
| (4) 監 事 | 2 人 |
| (5) 部長代表 | 各ブロック 1 人 |
| (6) 部 長 | 各部若干名 |

2 本会に顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第 12 条 役員を選出は、総会において選出する。

2 監事は他の役員と兼ねることができない。

(役員職務)

第 13 条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代行する。

3 会計は、この会の会計事務を処理する。

4 監事は、次の業務を行う。

- (1) この会の財産の状況を監査すること。
- (2) 役員業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況、又は業務の執行について不相当と認めるときは、これを役員及び総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、役員会及び総会の招集を請求すること。

- 5 部長代表及び部長は、地区、部を代表し、会員の要望事項の処理にあたるとともに、会費の徴収、文書等の配布、伝達及び会長から特に指示された業務を行う。
- 6 顧問は、会の運営に対し助言することができる。

(役員任期)

- 第 14 条 会長、副会長、会計、監事の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 部長代表、部長の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 顧問の任期は、特に定めない。
 - 4 役員に欠員を生じたときの後任の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 役員は引き続き会員である場合に限り、辞任した場合、又は任期満了の場合において、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第 5 章 会 議

(会議の種類)

- 第 15 条 この会の会議は、総会及び役員会とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

- 第 16 条 総会は、会員をもって構成する。
- 2 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(議決事項)

- 第 17 条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (3) 重要な契約を締結すること。
 - (4) その他この会の運営上特に重要なこと。
- 2 役員会は、次の事項を議決する。
- (1) 総会で議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (3) その他この会の運営に必要なこと。
- 3 第 1 項に定める事項につき、急施を要するものについては、役員会で議決の上執行することができる。この場合において、会長は、次の総会においてこれを報告し、承認を得なければならない。

(総 会)

- 第 18 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

(臨時総会)

- 第 19 条 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は会員の 5 分の 1 以上、若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会)

第 20 条 役員会は、毎月日時を定め 1 回以上開催する。ただし、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

(招 集)

第 21 条 総会及び役員会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、会長は、会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書をもって、少なくとも開会日 5 日前に通知しなければならない。

(議 長)

第 22 条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選任する。

- 2 役員会の議長は、副会長、会計が交代で行う。

(定足数)

第 23 条 会議は、総会においては会員の、役員会においては役員^の2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 24 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決する。

- 2 役員会の議事は、役員^の過半数をもって決する。
- 3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決)

第 25 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第 26 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 会議に出席した構成員の数（書面表決者数及び表決委任者を含む。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 27 条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1 別に定める財産目録に掲げる資産

- 2 会費及び入会金
- 3 寄付金品
- 4 事業に伴う収入
- 5 資産から生ずる収入
- 6 その他の収入

(資産の管理)

第 28 条 資産は会長が管理し、その管理方法は、役員会の議決により定める。

- 2 別に定める財産目録に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 29 条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 30 条 この会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定める。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第 31 条 この会の事業報告及び収支決算は、会計年度終了後 3 カ月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 32 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 33 条 この規約は、総会において総会員の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 34 条 この会は、地方自治法第 260 条の 2 第 15 項において準用する民法第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 3 分の 2 以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 35 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の 3 分の 2 以上の議決を得て決定する。

第 8 章 雑 則

(書類及び帳簿等の備え付け)

第 36 条 この会は、その事務所に会員名簿、財産目録等必要な帳簿を備え付けておかなければならない。

(委 任)

第 37 条 この規約の施行について必要な事項は、役員会において別に定める。

付 則

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

第 26 条 2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。 → 押印を削除する。

この規約の変更は、令和3年4月1日から施行する。